

ID: 211

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	手数料の徴収										
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町水道事業給水条例 第32条										
<b>例 規 番 号</b>	昭和57年 条例第13号										
<p><b>【根拠条文】</b>                      (手数料)                      第三十二条 手数料は、次の各号の区別により、申し込み者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申し込み者からは、申し込み後、徴収することができる。</p> <p>一 第七条第一項の工事の設計をするとき。                      一件につき 設計金額の百分の三の金額</p> <p>二 第七条第二項の設計審査及び工事検査をするとき。                      (一件につき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">メーター口径</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二十五ミリメートルまで</td> <td style="text-align: right;">三、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>三十ミリメートルから五十ミリメートルまで</td> <td style="text-align: right;">一〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>七十五ミリメートル以上</td> <td style="text-align: right;">一五、〇〇〇円</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 第十八条第二項の消防演習の立会をするとき。 一回につき五、〇〇〇円とし、休日及び時間外の場合は五割増とする。</p> <p>四 給水装置工事で道路占用申請をするとき。 一件につき 三、〇〇〇円</p> <p>五 給水装置工事事業者の指定をするとき。 一件につき 二〇、〇〇〇円</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>				メーター口径	金額	二十五ミリメートルまで	三、〇〇〇円	三十ミリメートルから五十ミリメートルまで	一〇、〇〇〇円	七十五ミリメートル以上	一五、〇〇〇円
メーター口径	金額										
二十五ミリメートルまで	三、〇〇〇円										
三十ミリメートルから五十ミリメートルまで	一〇、〇〇〇円										
七十五ミリメートル以上	一五、〇〇〇円										
<b>備考</b>											
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日								